

奈良県感染症対策連携協議会部会設置要領新旧対照表

資料 3

新	旧
第 1 条～第 2 条 （略）	第 1 条～第 2 条 （略）
第 3 条 部会の庶務は、 <u>奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課</u> において処理する。	第 3 条 部会の庶務は、奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課において処理する。
第 4 条 （略）	第 4 条 （略）
附 則	附 則
1 この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。 <u>この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	1 この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。